

うるま市協働のまちづくり条例（案）	
第1章 総則	
第1条（目的）	本市が目指す自治を示すことにより、 <u>この条例を制定する目的を明らかにしています。市民及び市が協働してまちづくりを推進することを目的として規定する。</u>
第2条（定義）	この条例を正しく解釈し、運用していくために、明確にしておかなければならない <u>用語（市民活動、協働、市民、市、参画、市政）を定義し規定する。</u>
第3条（自治の基本理念）	自治に対する姿勢や考え方を <u>自治の基本理念（まちづくりの主体は市民、市民の信託、個性及び自立性の尊重）として規定する。</u>
第4条（自治の基本原則）	第3条の「自治の基本理念」を踏まえ、 <u>3つの基本的な行動原則（情報共有、参画及び協働）を規定する。</u>
第2章 自治運営の基本的事項	
第5条（情報の共有）	参画と協働の前提となる、 <u>市民と市の情報の共有について規定する。</u>
第6条（まちづくりへの参画）	<u>地域のまちづくりに参画するための心構えを規定するとともに、市政参画の機会を確保することを規定する。</u>
第7条（協働の推進）	市が協働を推進するための環境づくりや役割を明示し、 <u>市民自らの考えに基づく自発的な活動への市の配慮について規定する。</u>
第3章 市民協働のまちづくり	
第8条（地域自治会）	協働のパートナーであり、地域のまちづくりに主体的に取り組む <u>地域自治会について規定する。</u>
第9条（市民活動団体）	<u>市民活動団体の活動を尊重し、支援することを規定する。</u>
第10条（連携・協力・交流）	<u>国・県・近隣自治体・友好都市と共通課題の解決を図るため、連携・協力・交流することを規定する。</u>
第11条（国際交流）	国際感覚をまちづくりに取り入れるため、 <u>外国人との交流事業について市が支援することを規定する。</u>
第4章 安全安心で強靱なまちづくり	
第12条（市民生活の安全確保）	市が市民生活の安全確保のため、 <u>市民や防犯協会、交通安全協会などと役割を分担し、諸対策に取り組むことを規定する。</u>
第13条（危機管理と災害予防）	緊急事態における市民の安全・安心を確保するため、 <u>市における危機管理体制の整備等について規定する。</u>
第5章 文化創造のまちづくり	
第14条（文化創造のまちづくり）	これまで取り組んできた様々な文化的活動や <u>新たな文化を創り出し、さらに発展させるため、「人生100年時代」を見据えた生涯学習の推進に取り組むことを規定する。</u>
第6章 条例の見直し等	
第15条（条例の検証）	この条例が適正に運用・実施されているかを検証するため、 <u>市の附属機関を置くことを規定する。</u>
第16条（条例の見直し）	社会情勢の変化に対応するために <u>長くとも5年以内に条例の検証、見直しをしなければならないこととし、その後も同様に5年以内に繰り返し検証、見直しを行うこととする。</u>
第7章 雑則	
第17条（委任）	この <u>条例の施行に必要な事項は別に定めることを規定する。</u>
附則	
この条例の施行日を規定する。	